

日南市競争入札参加資格の審査及び等級区分に関する要領

(趣旨)

第1条 日南市競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成21年日南市告示第28号）第3条の規定に基づく資格の審査及び等級区分は、この要領に定めるところによる。

(審査項目)

第2条 審査は、宮崎県が認定している「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」に基づく業種区分・等級（以下「県等級区分」という。）、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める告示（昭和63年建設省告示第1316号）に定める項目について算定した総合数値（評点）（以下「経審の総合数値」という。）及び第8条に定める主観的事項の数値に基づき算出された数値について行う。

(審査基準日)

第3条 等級区分の審査基準日は、日南市競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱第4条に規定する登載基準年（平成21年から起算して2年を経過したごとの年をいう。以下同じ。）の前年の12月31日現在とし、新たな格付日は登載基準年の4月1日とする。

(審査対象業者)

第4条 等級区分の審査対象業者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないもので、次の各号の全てを満たす建設業者とする。

- (1) 知事許可業者（宮崎県知事の許可を受けた者をいう。）又は大臣許可業者（国土交通大臣の許可を受けた者をいう。）
- (2) 日南市内に主たる営業所を設けている者。ただし、電気工事、管工事にあつては、日南市内に主たる営業所を設けている者又は日南市外に主たる営業所を置き、日南市内に営業所を設けている者とする。

(業種)

第5条 等級区分を行う業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、法面工事、解体工事及び水道施設工事の8業種とする。

(等級区分の基準)

第6条 等級は、総合数値に応じ、次の表により区分する。ただし、この表によりがたい場合は、総合数値を総合的に勘案して等級を区分するものとする。

等 級 区 分	A	B	C	D
土木一式工事	約 30%	約 20%	約 20%	約 30%
建築一式工事、管工事、舗装工事	約 50%	約 50%		
法面工事、解体工事、水道施設工事	約 40%	約 60%		
電気工事	約 60%	約 40%		

2 前項の規定にかかわらず、新規申請者にあつては各業種の最下位の等級に区分するものとする。

3 第1項の規定により定められた等級区分が前回の等級区分と比べて、2等級以上昇降する数値で

ある場合は、第1項の規定にかかわらず1等級の昇降にとどめるものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に地域経済への貢献度が高いと判断したもの、特に建設業界において他の模範となるもの、その他特に技術的に優秀なもの又は劣悪なものにあっては別途勘案するものとする。

（評価する客観的事項）

第7条 客観的事項は、「平成6年建設省告示第1461号」に定められた次の各号とする。

- (1) 年間平均完成工事高
 - (2) 自己資本の額
 - (3) 職員の数
 - (4) 経常利益の額
 - (5) 技術職員の数
 - (6) 営業年数
 - (7) その他の審査項目（社会性等）
- 2 前項の点数の算出基準は、「建設業法第27条の23第3項経営事項審査の項目及び基準を定める件」（以下「経審」という。）によるものとする。

（評価する主観的事項）

第8条 主観的事項は、別表第1の項目に該当する事実がある場合には、各項目に定める点数を加点又は減点する。

- 2 前項の評価を行うため、別表第2に記載してある資料を求めることとする。

（企業継続の特例）

第9条 建設業者等有資格者名簿に登載された建設業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長が適当と認めたものについては、第6条の規定にかかわらず、なお従前の建設業者とみなす。

- (1) 法人で組織の変更、合併吸収又は建設業に係わる営業を分離独立して設立した者
- (2) 個人業者で、法人を設立し、その代表者となった者
- (3) 個人業者の配偶者又は子等で、個人業者の死亡により建設業を引き継いだ者

（事業協同組合に係わる経審の総合数値の算定方法に関する特例）

第10条 中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているもの（以下「組合」という。）は、経審の総合数値の算定について特例の適用を申し出ることができるものとする。

- 2 前項の申出のあった組合について、市長が適当であると認めた場合は、事業協同組合に係わる経審の総合数値の算出方法等に関する特例要領（昭和50年11月10日建設省発第473号）第3の規定により経審の総合数値を算定するものとする。

（等級区分審査の申請）

第11条 等級区分審査を受けようとする業者は、登載基準年の募集期間までに等級区分審査申請書を市長に提出しなければならない。また、新規申請者にあっては、新たな格付日以降随時に提出することができるものとする。

- 2 等級区分の審査は、2年に1回定期に行うものとし、随時に受け付けた申請に係るものにあ

っては、受け付けた月の翌月末日までに審査を行い、審査後の翌月から等級に格付するものとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日告示第 48 号）

この要領は、公表の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日告示第 39 号）

この要領は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日告示第 23 号）

この要領は、公表の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日告示第 8 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 41 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

項 目	内 容	点 数
1 市工事成績 (過去 2 か年における工 事 1 件当たりの平均点 とする。)	90 点以上 80 点以上 90 点未満 75 点以上 80 点未満 70 点以上 75 点未満 65 点以上 70 点未満 50 点以上 65 点未満 50 点未満	30 点 20 点 10 点 5 点 0 点 －10 点 －30 点
2 指名停止の期間	指名停止措置の合計月数に応じて減点	合計月数×－10 点
3 障がい者の雇用状 況	障がい者の雇用義務のある業者(30 時間以上の常 時雇用者が 50 人以上)が法定雇用率を満たしていな い場合 (1) 雇用義務のある業者で、法定雇用率を超える 障がい者を雇用している場合 (2) 雇用義務のない業者が障がい者を 1 名以上雇 用している場合	－10 点 1 人当たり 10 点 (最大 20 点)
4 更生保護の協力雇 用主	(1) 協力雇用主への登録 (2) 保護観察対象者等を雇用した場合 (過去 2 か年 間)	5 点 1 人当たり 5 点 (最大 15 点)
5 信頼度	業界、団体等への加入 (市内及び南那珂地区)	10 点
6 表彰歴	法人が業務に関する表彰、社会貢献に関する表 彰を国、県、市及び公益団体から受けた場合	1 件当たり 5 点 (最大 10 点)
7 地域貢献度	(1) 日南市との災害時の応援協定締結 (2) 緊急対応を目的とした活動等 ① 消防団員を雇用している場合 (3) 国、県、市及び公益団体が主催する地域貢献活 動への参加 (4) 建設団体主催活動、自社で独自に実施した地域 貢献活動	(1) 5 点 (2) 10 点 (最大 10 点) 消防団員は 1 名に 付き 2 点 (3) 1 回につき 2 点 (最大 10 点) (4) 1 回につき 2 点 (最大 10 点)

別表第 2（第 8 条関係）

項目	提出を求める資料
1 障がい者の雇用状況	障がい者の雇用を証明するもの
2 更生保護の協力雇用主	協力雇用主への登録及び保護観察対象者等を雇用した証明するもの
3 表彰歴	表彰状の写し
4 地域貢献度	指名競争入札参加資格等審査申請にかかる指定様式及び内容が確認でき る資料 (主催団体の証明、写真、新聞記事等)